

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○種畜証明書の書換え交付の通報 (畜産振興課)	1
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	1
○公共測量の終了の通知 (")	1
○道路の区域変更 (道 路 課)	1
◎住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住 宅 課)	1
◎高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務の委託 (港湾・海岸課)	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	2

告 示

高知県告示第414号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

平成30年5月18日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
きよおか歯科	南国市篠原120-12	平30・4・1
フォレスト調剤	〃 田村乙2040-3	〃 3・1
薬局南国日章店	〃 〃 〃	〃 〃 〃
メディカル薬局一条通店	四万十市中村一条通五丁目9番1号	〃 〃 〃
くれ薬局	高岡郡中土佐町久礼6611-4	〃 〃 〃
訪問看護ステ-	南国市大埴甲406番地5 南国	〃 1・1

シオンキセキレ マンション205号
イ
訪問看護ステ- 南国市大埴甲406番地5 南国 " " "
シオンあおぞら マンション202号

高知県告示第415号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年5月18日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
11339268482 春嶺（全和褐牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	高岡郡佐川町高知県畜産試験場	南国市高知大学農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター
11350378887 若藤（全和褐牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	南国市高知大学農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター	高岡郡佐川町高知県畜産試験場

高知県告示第416号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成30年4月24日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成30年5月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
基本測量（一等磁気測量）
- 作業期間
平成30年5月7日から平成31年3月31日まで
- 作業地域
室戸市

高知県告示第417号

高知市長から平成29年6月高知県告示第464号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成30年3月31日に終わった旨

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年5月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第418号

いの町長から平成29年10月高知県告示第693号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成30年3月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年5月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年5月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 窪川船戸
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高岡郡中土佐町大野見久万秋41番3から高岡郡中土佐町大野見荒瀬253番1まで	前	6.7 }	440
	後	A	6.7 }
B		10.0 }	400

高知県告示第420号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、支援法人の指定をしたので、同法第41条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 支援法人の名称及び住所
特定非営利活動法人はすのは
高知市本町四丁目1番37号 高知県社会福祉センター3階10号室
- 支援業務を行う事務所の所在地
高知市本町四丁目1番37号 高知県社会福祉センター3階10号室
- 指定年月日
平成30年5月7日

高知県告示第421号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年5月18日

高知県知事 尾崎 正直

港湾名	港湾施設名	委託した者		委託期間
		所在地	名称	
高知港	港町地区、潮江地区、若松町地区、弘化台地区、北タナスカ地区、仁井田地区及び三里地区の港湾施設	高知市仁井田字新港4700番地	高知ファズ株式会社	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
須崎港	係留施設、野積場、荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港	須崎市港町81番3	一般社団法人須崎埠頭協会	〃

	湾用地			
下田港	係留施設、野積場、荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地	四万十市下田1910番地15	下田海運協同組合	〃
宿毛湾港	宿毛湾港片島地区の係留施設、野積場及び港湾環境整備施設	宿毛市片島1番77号	片島地区長 掘 景	〃
	宿毛湾港大島地区の係留施設及び野積場	宿毛市大島6番24号	大島地区長 松田 雄三	〃
	宿毛湾港小筑紫地区の係留施設及び野積場	宿毛市小筑紫町小筑紫128番2号	小筑紫地区長 西郷 典生	〃

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、四万十市具同第二土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成30年5月18日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	三吉 克典	四万十市森沢2716番地
〃	吉田 幸男	〃 具同7774番地
〃	三吉 忠	〃 森沢2669番地
〃	尾崎 一夫	〃 具同7794番地2
〃	渡辺與志男	〃 〃 6752番地1号地
監事	尾崎 守	〃 〃 4765番地1
〃	濱田 進	〃 〃 6902番地1
(就任)		

理事	濱田 敏彦	四万十市具同8329番地1
〃	濱田 設尾	〃 〃 4966番地
〃	寺尾 浩二	〃 森沢2810番地1
〃	橋田 楠夫	〃 具同5824番地
〃	中山 浩一	〃 〃 8576番地31
監事	大橋 長久	〃 森沢2724番地
〃	安田 哲夫	〃 具同5000番地